

ほくでん光でんわ 基本説明事項

電気通信事業法に係る基本説明事項を記載しております。
ほくでん光でんわ重要事項説明書とあわせてご確認くださいませようお願いします。

◆サービス提供事業者およびお問い合わせ先

電気通信事業者	北海道電力株式会社 ＜届出番号（電気通信事業者）：J-1-718＞ 札幌市中央区大通東一丁目2番地	(お問い合わせ先) ほくでん光サポートセンター（0570-032-108） 受付時間：10時～20時（年末年始は除く）
---------	---	---

◆サービスに関する基本説明事項

サービス名	ほくでん光でんわ
サービス種類	FTTHアクセス回線を利用したIP電話サービス
サービス提供エリア	本プランの提供エリアは、北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）所定のウェブサイトにて定めるとおりです。
緊急通報に係る取り扱い	□ 停電時は緊急通報を含む通話はできません。 □ 緊急通報番号(110/119/118)へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知にかかわらずお客さまの住所・氏名・電話番号を接続相手先(警察/消防/海上保安)に通知します(一部の消防を除く)。なお、「184」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、人の生命などに差し迫った危険があると緊急機関側が判断した場合には、発信者の住所・氏名・電話番号を同機関が取得する場合があります。
その他の利用制限	＜サービス内容について＞ □ ほくでん光でんわのご利用には、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランのご契約が必要です。 □ ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランで提供するインターネット接続回線が停電、またはその他の理由でご利用いただけない場合、ほくでん光でんわはご利用いただけません。 □ サービス提供地域内でも、お申込み状況、設備状況などの調査結果によりサービス提供できないことがあります。 □ 加入電話などで利用できる一部電話番号（お話し中調べ（114）や事業者識別番号（0036や0033など番号の頭に「00XY」を付加する番号））について通話できない番号があります。 ＜転用・事業者変更（転入）について＞ □ NTT東日本または他のNTT東日本から卸電気通信役務の提供を受けている事業者（以下「光コラボレーション事業者」といいます。）が提供する「フレッツ光」または「光コラボレーションサービス」と「ひかり電話」をご利用のお客さまは、インターネットサービスをほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランに転用・事業者変更（転入）する場合、「ひかり電話」もあわせて転用・事業者変更（転入）となります。転用・事業者変更（転入）される際、NTT東日本や他の光コラボレーション事業者の「ひかり電話」の契約内容を原則引継ぎますが、当社のサービス内容や料金については従前の契約内容から一部変更となります。 □ 転用・事業者変更（転入）に伴い一部の付加サービスの提供事業者が NTT東日本になる場合があります。 □ NTT東日本や他の光コラボレーション事業者が提供する「ひかり電話A（エース）」をご利用の場合、転用・事業者変更（転入）前に保有していた無料通話分の残額は、転用・事業者変更（転入）時に失効します。 ＜番号ポータビリティについて＞ □ 番号ポータビリティ（NTT東日本の加入電話などをご利用いただいているお客さまが、ほくでん光でんわを同一設置場所でご利用になる場合、現在ご利用中の電話番号をほくでん光でんわでも利用すること）を希望された場合でも、ご利用の電話番号によっては手続きができない場合があります。 □ 番号ポータビリティのご利用には、1番号ごとに同番号移行工事費2,200円（税込）がかかります。 □ 番号ポータビリティのご利用には、現在ご利用中の電話サービスの利用休止または契約解除をしていただく必要があります。また、それに伴い対象の電話番号でご利用中の電話サービスの提供サービス（割引サービス等）は解約となります。月額利用料の発生するサービスや定額料金の発生する割引サービス等の電話サービスにご加入の場合、必要に応じてお客さまご自身でサービスの利用終了の連絡を行なってください。 □ 利用休止の際には、NTT東日本へ利用休止工事料をお支払いいただく必要があります。 ＜国際通話について＞ □ ほくでん光でんわを新規にお申込みの場合、初期設定は「発信規制」となり、国際電話を発信いただけません。国際電話の使用を希望される場合、別途お手続きが必要となります。

その他の利用制限		<ご利用機器・サービスについて> ❑ ガス漏れなどの自動通報・遠隔検針など、ノーリングサービスをご利用の場合や、セキュリティサービスをご利用の場合、ご契約の事業者さま（ガス会社や警備会社など）により、その扱いが異なります。また、着信課金サービスをご利用の場合、ひかり電話は契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客さまご自身で必ずご契約の事業者さまに「ほくでん光でんわ」へ変更する旨の連絡を行なってください。 ❑ ISDN対応電話機やG4FAX等、ご利用いただけない電話機があります。 ❑ 加入電話などでご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。「116」へ解約手続きを行なってください。 ❑ 電話機に接続されているドアホンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社さまへ確認を行なってください。 ※ その他の利用制限、ご注意事項については、ほくでん光でんわ重要事項説明書をご確認ください。
料金	月額利用料	<基本料金> ❑ ほくでん光でんわ（基本・無線LAN無）550円（税込） ❑ ほくでん光でんわ（基本・無線LAN付）880円（税込） ❑ ほくでん光でんわ（エース・無線LAN無）1,650円（税込） ❑ ほくでん光でんわ（エース・無線LAN付）1,980円（税込） ※ いずれの料金プランにおいても、基本料金には光電話対応機器（ホームゲートウェイ）の利用料を含みます。 ※ ほくでん光でんわ（基本・無線LAN付）および ほくでん光でんわ（エース・無線LAN付）においては、無線LANカードの利用料を含みます。 ※ ほくでん光でんわ（エース・無線LAN無）および ほくでん光でんわ（エース・無線LAN付）においては、加入電話、INSネットおよび ひかり電話への通話が対象（携帯電話などへの通話については対象外）となる528円（税込）分の通話料を含みます。 <付加サービス利用料> ❑ 付加サービスをご利用いただく場合、サービスごとに、別途付加サービス利用料を請求いたします。詳しくは、ほくでん光でんわ重要事項説明書「別表 料金表・工事費・手数料など」をご確認ください。 ❑ 1 電話番号ごとに規定のユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料が発生いたします。最新の価格についてはNTT東日本のウェブサイト（ユニバーサルサービス料：https://www.ntt-east.co.jp/univs/）（電話リレーサービス料：https://www.ntt-east.co.jp/telephonerelay/）をご覧ください。 ※ ご利用開始月の基本料金は利用日数に応じて日割します。また、ご利用開始月の付加サービス利用料は無料です。
	通話料金	❑ ひかり電話、NTT 東西の加入電話等への通話 8.8円（税込）／3分 ❑ 携帯電話への通話 17.6円（税込）／60秒 ※ その他の通話料の詳細や、国際通話料については、ほくでん光でんわ重要事項説明書の「別表 料金表・工事費・手数料など」をご確認ください。
	契約初期に生じる料金・その他の経費	<基本工事費> ❑ 無派遣工事の場合 2,200円（税込） ❑ 有派遣工事の場合 8,250円（税込） <交換機等工事費> ❑ 基本機能 1,100円（税込） ❑ 同番移行 2,200円（税込） ※ NTT東日本または他の光コラボレーション事業者のひかり電話をご利用中で、ほくでん光でんわへ転用・事業者変更（転入）される場合、原則として、工事費は発生しません。（付加サービスを追加される場合等を除きます。） ※ ほくでん光 ハイスピードプランまたは ほくでん光 スタンダードプランと同時に工事される場合は、原則として、ほくでん光でんわの基本工事費は発生しません（ただし、転用または事業者変更（転入）で第3世代ホームゲートウェイから後継ホームゲートウェイへ端末変更する場合等を除きます。）。 ※ 上記の工事費は代表的な工事費です。付加サービスをご利用になる場合等、お客さまのお申込み内容や工事の内容によって別途工事費が発生します。 ※ その他の料金に関しては、ほくでん光でんわ重要事項説明書をご確認ください。
契約解除・契約変更の連絡先および方法		ほくでん光サポートセンター（0570-032-108）までご連絡ください。 ※ 解約は、「ほくでん光」解約のお申込みフォーム（https://req.qubo.jp/hepco_newplan/form/internetcancel）でも受付しております。後日お電話にて解約手続きをいたします。お電話が繋がらない場合、解約手続きは完了いたしません。
契約解除・契約変更の条件等		❑ ほくでん光 ハイスピードプランまたは ほくでん光 スタンダードプランを解約した場合、ほくでん光でんわや付加サービスは自動的に解約となります。 ❑ 解約月は月額分の基本料金がかかります（月の途中で解約されても料金の日割計算は行ないません）。 ❑ 解約の際に貸与機器を返却いただけない場合には、機器損害金をお支払いいただく場合がございます。機器損害金については、別途算定する実費といたします。
他業種の契約に関する事項		当社の電気・ガス等のサービスについて、電気通信役務契約の解除に伴い自動的に解約とならないため、それぞれについて解約のお手続きをお願いいたします。
定型約款について		❑ ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款および ほくでん光でんわ契約約款（以下「約款等」といいます。）を契約の内容といたします。 ❑ また、約款等を変更する場合は、事前に約款等の変更に関する周知事項を当社所定のウェブサイト等に掲載いたします。
その他の説明事項		ほくでん光でんわに関する詳細は、ほくでん光でんわ重要事項説明書をあわせてご確認ください。

ほくでん光でんわ 重要事項説明書

お客さまが、北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）に ほくでん光でんわのお申込みをしていただくにあたり、当社が電気通信事業法にもとづき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な契約条件は次のとおりです。
なお、契約内容の詳細は、ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款および ほくでん光でんわ契約約款（以下「約款等」といいます。）に定めます。

サービス名称：ほくでん光でんわ

サービス提供者：北海道電力株式会社<届出番号（電気通信事業者）：J-1-718>

サービス内容：IP電話サービス

■お問い合わせ先

ほくでん光サポートセンター（0570-032-108） 受付時間：10時～20時（年末年始は除く）

■個人情報の取扱いについて

1. 当社は、次のとおり、業務の遂行上必要な範囲でお客さまの個人情報を他の事業者等へ提供いたします。
 - (1) 当社は、ほくでん光でんわを提供する目的でNTT東日本との間でお客さまに関する情報を相互に通知いたします。
 - (2) 当社は、協定事業者または特定事業者から請求があった場合、お客さまの氏名、住所および通信履歴等を、その協定事業者または特定事業者に通知することがあります。
 - (3) 当社は、相互接続通信（その相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。）に係る契約を締結しているお客さまがその相互接続通信を行なうときに、その相互接続通信の発信に係る電話番号等相互接続のために必要な情報を、NTT東日本またはその相互接続通信に係る協定事業者に通知します。
 - (4) お客さま（相互接続通信の利用者を含みます。）が、契約者回線等から、付加サービスを利用する利用回線等への通信を行なった場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、その通信の着信に係る電話番号、録音されたメッセージその他の内容を、電子メールによりその付加サービスを利用する者が指定するメールアドレスに送信することがあります。
 - (5) 当社は、通信履歴等のお客さまに関する情報を、当社の委託により ほくでん光でんわに関する業務を行なう者に通知する場合があります。
 - (6) 当社は、当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合において、当社はお客さまの氏名、住所および契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報を指定する事業者に通知する場合があります。
 - (7) 当社が指定する事業者に債権を譲渡する場合において、当社が指定する事業者はそのほくでん光でんわに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があります。
 - (8) 判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令によりその情報の開示が要求された場合、当社またはNTT東日本は通信履歴等そのお客さまに関する情報を、その請求元機関へ開示することがあります。
 - (9) 当社またはNTT東日本は、お客さまが利用回線から電気通信番号計画第4に規定する緊急通報番号をダイヤルして通信を行なう場合に、その着信先の機関へお客さまの契約者回線番号、氏名または名称および利用回線に係る終端の場所を通知することがあります。
 - (10) 当社またはNTT東日本は、お客さまの番号情報を番号情報データベースに登録している場合において、電話帳発行または番号案内を行なうことを目的とする電気通信事業者等（NTT東日本が別に定める者に限ります。）へ番号情報を提供します。
2. 当社またはNTT東日本は、料金等の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金等を適用するために必要なお客さまの情報の通知を受けます。また、当社またはNTT東日本は、第三者による国際通信の不正使用防止を目的に、協定事業者よりお客さまの通信履歴の提供を受ける場合があります。
3. 当社は、ほくでん光でんわを提供するにあたり取得する個人情報について、下記に掲げる事業において、契約の締結・履行、債権回収および債務の履行、アフターサービス、設備等の形成・保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行なうために必要な範囲内で利用させていただきます。
 - (1) 電気事業
 - (2) 電気機械器具の製造、修理、販売および賃貸
 - (3) 蒸気、温水などによる熱供給事業
 - (4) ガス供給事業
 - (5) 不動産の売買、賃貸および管理
 - (6) 情報処理、情報提供サービス事業および電気通信事業法に定める電気通信事業
 - (7) 石炭灰などの電力副産物およびそれを原材料とする製品の製造、販売
 - (8) 建設工事の調査、設計および施工監理
 - (9) 金銭の貸付
 - (10) 前各号に関するコンサルティングおよびエンジニアリング
 - (11) 前各号に附帯関連する事業

■契約約款について

「ほくでん光 ハイスピードプラン・ほくでん光 スタンダードプラン契約約款」および「ほくでん光でんわ契約約款」をお読みいただき同意のうえ、お申込みください。約款等は当社所定のウェブサイトでご確認いただけます。

■契約締結後書面について

- ・ご契約成立後、「開通のご案内」（以下「契約締結後書面」といいます。）を交付いたします。
- ・当社へ新たにほくでん光でんわをお申込みされた場合および ほくでん光でんわをご利用中のお客さまが契約を変更し、または当社が契約を変更・更新（契約内容に変更がある場合に限りです。）した場合に、電気通信事業法の定めにより当社が行なう契約締結後書面の交付の方法は、「電磁的方法による交付」と「紙面での交付」があり、お客さまは、いずれかの方法を契約のお申込み時に選択いただけます。なお、お客さまが電磁的方法による交付を選択された場合でも、当社が必要と判断したときは、書面による交付を行なうことがあります。
- ・電磁的方法による交付をご希望の場合は、SMSを含む電子メールの送信またはインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載する方法等により交付いたします。
- ・紙面での交付をご希望の場合は、設置先住所または書類送付先住所宛てに契約締結後書面をお送りいたします。

■サービス内容について

- ・ほくでん光でんわは、NTT東日本から卸電気通信役務の提供を受けて当社が提供する、FTTHアクセス回線を利用したIP電話サービスです。
- ・ほくでん光でんわのご利用には、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを利用していることが必要となります。
- ・ほくでん光でんわは、次の3つのお申込みを行うことにより利用できるサービスです。
 - ① ほくでん光でんわを新規にお申込みいただく方法（以下「新規」といいます。）
 - ② NTT東日本が提供するIP電話サービス「ひかり電話」をすでに利用されているお客さまが、ほくでん光でんわへ契約を切り替えていただく方法（以下「転用」といいます。）
 - ③ NTT東日本から卸電気通信役務の提供を受けている事業者（以下「光コラボレーション事業者」といいます。）が提供する「光コラボレーションサービス」およびIP電話サービス「ひかり電話」をすでに利用されているお客さまが、当社のほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプラン および ほくでん光でんわへ契約を切り替えていただく方法（以下「事業者変更（転入）」といいます。）

■料金等について

- ・ほくでん光でんわの料金およびその他の費用（料金等）として、ほくでん光でんわの基本料金、付加サービス利用料、通信料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料に加え、工事費および手続きに関する料金を請求いたします。また、解約の際に貸与された機器を返却いただけない場合には機器損害金を請求させていただく場合があります。料金等の詳細については、「お申込みサービスの注意事項」および別表「料金表・工事費・手数料など」をご参照ください。
- ・ほくでん光でんわの料金等は、別途定めがない限り、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランの料金の取扱いに準じて取り扱います。

■お申込みサービスの注意事項

1. サービス内容に関する注意事項

- ・ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランで提供するインターネット接続回線が停電、またはその他の理由でご利用いただけない場合、ほくでん光でんわはご利用いただけません。
- ・ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランのインターネット通信が何らかの理由で切断された場合、ほくでん光でんわの通話も切断されますので、あらかじめご了承ください。
- ・加入電話などで利用できる一部電話番号（お話し中調べ（114）や事業者識別番号（0036や0033など番号の頭に「00XY」を付加する番号））について通話できない番号があります。
- ・緊急通報番号（110/119/118）ヘダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知にかかわらず、お客さまの住所・氏名・電話番号を接続相手先（警察／消防／海上保安）に通知します（一部の消防を除く）。なお、「184」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、人の生命などに差し迫った危険があると緊急機関側が判断した場合には、発信者の住所・氏名・電話番号を同機関が取得する場合があります。
- ・ほくでん光でんわはマイライン対象外です。加入電話などから現在お使いの電話番号を継続して、ほくでん光でんわでご利用になるお客さまの場合、マイライン契約は解除されます。
- ・「着信転送サービス」は、加入電話などの着信転送サービス（ボイスワープ）と一部機能が異なります。
- ・お客さまがご利用の機器やソフトウェアへの不正な接続などにより、第三者による不正な電話利用などの損害をお客さまが被った場合でも、当社では責任を負うことはできません。

2. 番号ポータビリティに関する注意事項

- ・番号ポータビリティ（NTT東日本の加入電話などをご利用いただいているお客さまが、ほくでん光でんわを同一設置場所でご利用になる場合、現在ご利用中の電話番号を ほくでん光でんわでも利用すること）を希望された場合でも、ご利用の電話番号によっては手続きができない場合があります。
- ・番号ポータビリティのご利用には、1番号ごとに同番移行工事費2,200円（税込）がかかります。
- ・番号ポータビリティのご利用には、ご利用中の電話サービスの利用休止または契約解除をしていただく必要があります。
- ・ご利用中の電話サービスの利用休止または契約解除に伴い、対象の電話番号でご利用の電話サービスの提供サービス（割引サービスなど）は解約となります。月額利用料の発生するサービスや、定額料金の発生する割引サービスなどの電話サービスにご加入の場合、必要に応じてお客さまご自身でサービスの利用終了の連絡を行なってください。利用のいかに関わらず、料金がかかる場合がありますのでご注意ください。

- ・NTT東日本の加入電話の利用休止には、別途利用休止工事をNTT東日本へお支払いいただく必要があります。
- ・利用休止工事完了後、NTT東日本から休止番号を記載した休止票を送付いたします。利用休止から5年間を経過し、更にその後5年間（累計10年間）を経過してもお客さまから利用休止の継続、再利用のお申し出が無い場合には解約の扱いとなります。
- ・番号ポータビリティを利用している場合で、設置場所を変更（引越しなど）する際は、ご利用中の電話サービスにおいて同一番号で移行可能なエリア内に限り、移転先で同じ番号をご利用いただけます。
- ・お客さまが当社に対して、番号ポータビリティを伴うほくでん光でんわへの申込み手続きを行なう際に、ご利用中の電話サービス提供事業者から、ご利用中の電話サービス提供事業者の保有するお客さまの固定電話に関する契約者情報（お客さまの氏名・会社名、住所、連絡先、付加サービスなどのご利用の有無など）が当社に提供される場合があることについて同意いただきます。なお、ご利用中の電話サービス提供事業者から提供された契約者情報は、番号ポータビリティを伴うほくでん光でんわのお申込み手続きを円滑に行なうため、また、お客さまがそのお申込み内容を補正することを可能とするためのみに利用いたします。

3. 料金に関する注意事項

<工事費について>

- ・工事費は、工事の着手時点で発生し、当該工事着手時点以降サービス開始日までに、ほくでん光でんわのお申込みキャンセルのお申し出があった場合、その工事に要した費用をお支払いいただくことがあります。

<月額費用について>

- ・ご利用開始月の基本料金は利用日数に応じて日割します。
- ・ご利用開始月の付加サービス利用料は無料です。ご利用開始月の翌月初日から発生いたします。
- ・通話料はご利用開始日以降発生します。
- ・基本料金、付加サービス利用料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、通話料が発生していない月であっても請求いたします。
- ・解約月は月額分の基本料金がかかります（月の途中で解約されても料金の日割計算は行ないません）。
- ・当社のほくでん光でんわ（エース・無線LAN無）および ほくでん光でんわ（エース・無線LAN付）には、加入電話、INSネットおよび ひかり電話への通話が対象（携帯電話などへの通話については対象外）となる528円（税込）分の通話料を含みます。
- ・料金プランに変更があった場合、料金プラン変更日の属する月の翌月初日から起算して、変更後の料金プランの月額利用料を適用いたします。

4. お申込みに関する注意事項

<サービスの提供について>

- ・サービス提供区域内でも、お申込み状況、設備状況などの調査結果によりサービス提供できないことがあります。

<転用について>

- ・NTT東日本が提供する「フレッツ光」および「ひかり電話」をご利用のお客さまは、「フレッツ光」を ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプラン に転用する場合、「ひかり電話」もあわせて転用となります。
- ・NTT東日本が提供する「ひかり電話」から ほくでん光でんわへ転用する場合、NTT東日本の「ひかり電話」でのご契約内容を原則引き継ぎますが、サービス内容や料金については一部変更となる場合があります。
- ・転用に伴い一部の付加サービスの提供事業者がNTT東日本になる場合があります。
- ・NTT東日本が提供する「ひかり電話安心プラン」、「ひかり電話もっと安心プラン」または「テレビ電話チョイス定額」をご契約されているお客さまが、「ひかり電話」から ほくでん光でんわへの転用をお申込みいただく場合には、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランへの転用のお申込みに先立って、お客さまからNTT東日本（116など）に対し、これらの契約の変更・廃止をお申込みいただく必要があります。
- ・NTT東日本で提供している「テレビ電話チョイス定額」をご利用されているお客さまは、転用に伴い「テレビ電話チョイス定額」が解約となります。
- ・オフィス系ひかり電話の転用については、当社ではご対応できないことをあらかじめご了承ください。
- ・転用にあたり、電話番号が変更となる場合があります。変更された番号は、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを初期契約解除した場合であっても変更前に戻すことはできません。
- ・NTT東日本が提供する「ひかり電話A（エース）」をご利用のお客さまが、ほくでん光でんわのいずれのかプランに転用した場合においても、「ひかり電話A（エース）」の月額基本料に含まれる無料通話分を、ほくでん光でんわへ繰り越すことはできません。
- ・NTT東日本が提供する「グループ通話定額」をご利用のお客さまが、ほくでん光でんわに転用した場合、これまでグループ通話定額を組んでいたグループからは離脱することになります。

<事業者変更（転入）について>

- ・他の光コラボレーション事業者（以下「他光コラボ事業者」といいます。）が提供する「光コラボレーションサービス」および「ひかり電話」をご利用のお客さまが、ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランに契約を切り替える場合、ほくでん光でんわもあわせて事業者変更（転入）となります。
- ・他光コラボ事業者が提供する「ひかり電話」から ほくでん光でんわへ事業者変更（転入）する場合、他光コラボ事業者の「ひかり電話」でのご契約内容を原則引き継ぎますが、サービス内容や料金については、一部変更となる場合があります。
- ・事業者変更（転入）に伴い一部の付加サービスの提供事業者がNTT東日本になる場合があります。
- ・事業者変更（転入）にあたり、電話番号は継続してご利用いただけます。
- ・オフィス系ひかり電話をご利用のお客さまは事業者変更（転入）後、NTT東日本との契約となります。
- ・他光コラボ事業者が提供する「ひかり電話A（エース）」をご利用の場合、事業者変更（転入）前に保有していた無料通話分の残額は、事業者変更（転入）時に失効します。

<工事について>

- ・お客さまのご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。
- ・工事は、作業員が伺って工事を行なう場合、お客さまの立ち会いが必要となります。ただし、お客さまの環境によっては、作業員が伺っての工事が不要の場合もあります。
- ・作業員が伺っての工事が必要となる場合、当社よりご連絡いたします。工事の予定が混み合っている場合、お客さまのご希望日時に工事ができない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・作業員が伺っての工事が不要の場合、ご利用予定場所へNTT東日本より光電話対応機器が送付されます。光電話対応機器は必ずお受け取りいただき、同梱の説明書に従って上記工事予定日の前日までに接続のうえ、電源を入れておいてください。
- ・設備状況などにより、サービスのご利用をお待ちいただく場合や、ご利用いただけない場合があります。

<サービス提供事業者への連絡について>

- ・加入電話などの着信課金サービスをご利用の場合、ほくでん光でんわは契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客さまご自身で、必ずご契約の事業者さまへ、ほくでん光でんわに変更する旨の連絡を行なってください（各事業者さまとの解約手続きなどが必要となる場合があります）。
- ・ガス漏れなどの自動通報・遠隔検針など、ソーリングサービスをご利用の場合、ご契約の事業者さま（ガス会社など）により、その扱いが異なります。お客さまご自身で必ずご契約の事業者さまに ほくでん光でんわへ変更する旨の連絡を行なってください。なお、「発信者番号表示サービス」などをご契約いただくことで、ほくでん光でんわでも同等のサービスをご利用可能な場合もありますので、ご契約の事業者さまへご相談ください。
- ・セキュリティサービスをご利用の場合、ご契約の事業者さま（警備会社など）によってその扱いが異なります。必ずご契約の事業者さまへ、ほくでん光でんわに変更する旨の連絡をお客さまご自身で行なってください。

<ご利用機器について>

- ・ISDN対応電話機、G4FAXなど、ご利用いただけない電話機があります。（アダプタなどの追加によりご利用いただけるISDN対応電話機もあります）
 - ※ G4モードなどのデジタル通信モードではご利用いただけません。
 - ※ スーパーG3モードの場合、通信環境によりご利用いただけない場合があります。
 - ※ G3モードでご利用であっても、通信相手がISDN回線をご利用の場合、通信相手側のターミナルアダプタなどの設定によっては、ほくでん光でんわからのFAX送信ができない場合があります。
- ・モデム通信については、お客さまの宅内環境、光電話対応機器、回線状況の影響を受けることがあります。
- ・加入電話などでご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。「116」へ解約手続きを行なってください。
- ・接続できる電話機の台数は、2台までとなります。
- ・電話機に接続されているドアホンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社さまへ確認を行なってください。

<本人確認について>

- ・電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）にて最終利用者の確認が求められる役務に関する付加サービスをお申込みの場合、本人特定事項および活動拠点の確認が必要となります。対象となるお客さまへは当社より本人確認書類の提出に関するご連絡を行ないますので、ご連絡内容にもとづき本人確認書類をご提出ください。
- ・本人確認が完了するまでの間、当該付加サービスと同時に申し込みされたすべてのサービス（ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを含みます。）について利用開始に向けた手続きを行なうことができません。また、本人確認が完了しない期間が継続した場合、お申込みされたすべてのサービス（ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを含みます。）の契約を解除する場合があります。

<国際通話について>

- ・お申し出いただくことで、国際電話を使用しないよう「国際電話の発信規制」をかけることができます。
- ・国際通話などでの発信電話番号通知は、相手国側の中継事業者網の設備状況などにより通知できない場合があります。
- ・ほくでん光でんわを新規にお申込みの場合、初期設定は「発信規制」となり、国際電話を発信いただけません。国際電話の使用を希望される場合、別途お手続きが必要となります。
- ・「ひかり電話」から ほくでん光でんわに転用、または事業者変更（転入）された場合、「ひかり電話」での設定がそのまま引き継がれます。

<電話帳の掲載について>

- ・電話番号、電話番号の割り当てを受けたお客さまの氏名または名称、職業等は、NTT東日本が、その定める電話サービス契約約款にもとづき発行する電話帳（以下「電話帳」といいます。）に掲載することができます。
- ・電話帳の掲載に関する取り扱いは、NTT東日本が、その提供する電話サービスの加入電話の場合に準じて行ないます。
- ・お客さまは、重複掲載のお申込みを行ない、NTT東日本から承諾を受けた場合は、当社が別途定める料金をお支払いいただきます。かかる料金は、NTT東日本に代わり、当社がお客さまから回収します。
- ・「ひかり電話」から ほくでん光でんわに転用、または事業者変更（転入）された場合、「ひかり電話」での設定がそのまま引き継がれます。ほくでん光でんわへの転用、または事業者変更（転入）により、新たに電話帳に掲載されたり、電話帳から削除されたりすることはありません。

<発信者番号通知について>

- ・ほくでん光でんわを新規にお申込みの場合、初期設定は「通知」となり、「ほくでん光でんわ」から発信の際、着信先に番号通知されます。番号通知を希望されない場合、電話番号をダイヤルする前に「184」を押していただくことで、相手方へ電話番号が通知されません。
- ・「ひかり電話」から ほくでん光でんわに転用、事業者変更（転入）された場合、「ひかり電話」での設定がそのまま引き継がれます。

<通話明細について>

- ・当社およびNTT東日本は通話明細について、通話先の契約者番号を含め通話明細内訳を記録します。

5. 解約に関する注意事項

<解約に必要な日数について>

- ・解約するサービスによって、解約までに必要な日数が異なります。ほくでん光サポートセンターより個別にご案内する場合、ご案内から解約までに9営業日以上日数を要することがありますので、お早めにご連絡をお願いします。
- ・付加サービス（複数チャンネル以外）の解約の場合、解約を希望される日の5営業日前までにお申し出いただく必要があります。
- ・付加サービス（複数チャンネルを含む場合）または無線LANカードの解約の場合、解約を希望される日の9営業日前までにお申し出いただく必要があります。
- ・上記にないサービスについては、ほくでん光サポートセンターまで解約のお申し出をいただいた際、個別のご案内をいたします。

<機器の返却について>

- ・当社が貸与している光電話対応機器については、お客さまご自身でご返却ください。解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、お手元に届きましたら、ご案内に従って返却手配をお願いします。なお、機器の返却期日は解約日の属する月の翌月末となります。（ただし、当社が行なう契約解除の場合、解約日の属する月の月末となります。）
 - ※ 返却期日を経過しても返却がない場合、機器損害金をお支払いいただく場合がございます。機器損害金については、別途算定する実費といたします。
 - ※ 当該機器の撤去工事を行なう場合は工事業者が当該機器を回収いたしますので、お客さま自身でご返却いただく必要はありません。
 - ※ ひかり電話対応ルーター機能をVDSL機器または回線終端装置との一体型でご利用のお客さまが ほくでん光でんわを解約する場合、一体型機器をご利用のままルーター機能を自動停止していただくか、VDSL機器または回線終端装置にお取り替えいたします。この場合、ルーター機能および無線LAN機能はご利用いただけませんので、ご了承ください。

<電話番号の継続利用について>

- ・ほくでん光でんわでご利用いただいていた電話番号は、移転を伴う切り替えや切り替えする事業者等によって、番号ポータビリティにて継続利用できない場合があります。

<ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを解約（一時中断）される場合について>

- ・ほくでん光 ハイスピードプラン または ほくでん光 スタンダードプランを解約（一時中断）した場合、ほくでん光でんわや付加サービスは自動的に解約（一時中断）となります。

<当社が行なう契約解除・利用停止について>

- ・次の場合やその他約款等に定める事由に該当するときは、当社より事前にお知らせの上、ほくでん光でんわの提供を停止または契約を解除いたします。
 - ① ご利用料金または各種料金のお支払いを延滞した場合
 - ② 約款等に定める事項に反する行為があった場合
 - ③ 当社がほくでん光でんわの提供を終了した場合
 - ※ 当社の業務遂行上、著しい支障がある場合は事前の催告なしでサービスの停止および契約の解除を行なう場合があります。

■ 契約内容の変更または解約について

- ・契約内容の変更または解約の際は、ほくでん光サポートセンター（0570-032-108）までご連絡ください。
 - ※ 解約は、「ほくでん光」解約のお申込みフォーム(https://req.qubo.jp/hepco_newplan/form/internetcancel)でも受付しております。後日お電話にて解約手続きをいたします。お電話が繋がらない場合、解約手続きは完了いたしません。
- ・お客さまの氏名、住所またはご連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- ・サービス開始日より前に ほくでん光でんわの契約を解除される場合は、工事日（転用・事業者変更（転入）の場合は切り替え日）の4日前までに、ほくでん光サポートセンターへご連絡ください。

■別表 料金表・工事費・手数料など

1. 基本料金

プラン	月額利用料金（税込）	備考
ほくでん光でんわ（基本・無線LAN無）	550円	なし
ほくでん光でんわ（基本・無線LAN付）	880円	
ほくでん光でんわ（エース・無線LAN無）	1,650円	番号表示・番号通知リクエスト・着信お断り・着信転送・割込通話・着信お知らせメール
ほくでん光でんわ（エース・無線LAN付）	1,980円	

- ※ いずれの料金プランにおいても、基本料金には光電話対応機器（ホームゲートウェイ）の利用料を含みます。
- ※ ほくでん光でんわ（基本・無線LAN付）および ほくでん光でんわ（エース・無線LAN付）においては、無線LANカードの利用料を含みます。
- ※ ほくでん光でんわ（エース・無線LAN無）および ほくでん光でんわ（エース・無線LAN付）においては、加入電話、INSネットおよび ひかり電話への通話が対象（携帯電話などへの通話については対象外）となる528円（税込）分の通話料を含みます。
- ※ 料金プランに変更があった場合、料金プラン変更日の属する月の翌月初日から起算して、変更後の料金プランの月額利用料を適用いたします。

2. 付加サービス利用料

付加サービス	内容	利用額（税込）	単位
発信者番号通知	NTT東日本の着信者電話番号受診機能（ナンバー・ディスプレイ）に相当するもの	440円	1 利用回線ごとに
番号通知リクエスト	NTT東日本の発信電話番号通知要請機能（ナンバー・リクエスト）に相当するもの	220円	1 利用回線ごとに
着信自動転送	NTT東日本の着信転送機能（ボイスワープ）に相当するもの	550円	1 番号ごとに
迷惑電話ブロック	NTT東日本の迷惑電話おことわり機能に相当するもの	220円	1 利用回線ごとに または 1 番号ごとに
通話中着信	NTT東日本の通話中着信機能（キャッチホン）に相当するもの	330円	1 利用回線ごとに
着信お知らせメール	NTT東日本の着信情報送信機能（着信お知らせメール）に相当するもの	110円	1 番号ごとに
FAXお知らせメール	NTT東日本のファクシミリ通信蓄積機能（FAXお知らせメール）に相当するもの	110円	1 番号ごとに
複数チャネル	NTT東日本の同時通信機能（複数チャネル）に相当するもの	220円	1 利用回線ごとに
追加番号	NTT東日本の番号情報送出機能（追加番号）に相当するもの	110円	1 追加番号ごとに

- ※ 「番号通知リクエスト」の利用には、併せて「番号表示」の契約が必要です。
- ※ 「FAXお知らせメール」を契約している電話番号には「着信転送」の契約ができません。

3. 通信料金

区分			料金（税込）
国内通話・通信	音声	ひかり電話、NTT東西の加入電話、他社固定電話、INSネットへの通話および117（時報）等への通話	8.8円／3分
		携帯電話への通話	17.6円／60秒
		他社IP電話（050電話）への通話	11.55円／3分
国際通話	アメリカ（本土）への通話		9円／60秒

- ※ 国内におけるその他電話・機器への通信料金については、NTT東日本の定める音声IP通信網サービス契約約款に準じるものとし、NTT東日本のホームページ（<https://flets.com/hikaridenwa/charge/phonecall.html>）をご確認ください。
- ※ 国際通話料金には消費税はかかりません。
- ※ その他地域への国際通話料金については、NTT東日本の定める音声IP通信網サービス契約約款に準じるものとし、NTT東日本のホームページ（<https://flets.com/hikaridenwa/charge/inter.html>）をご確認ください。

- 4. ユニバーサルサービス料
 - 1 電話番号あたりユニバーサルサービス料（月額）をご負担いただきます。
 - ユニバーサルサービス支援機関より発表される番号単価にもとづきご請求いたします。
 - 番号単価はユニバーサルサービス支援機関のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/index.html>）にて発表されます。
- 5. 電話リレーサービス料
 - 1 電話番号あたり電話リレーサービス料をご負担いただきます。
 - 電話リレーサービス支援機関より発表される番号単価にもとづきご請求いたします。
 - 番号単価は電話リレーサービス支援機関のホームページ（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）にて発表されます。

6. 工事に関する費用

区分		単位	工事費（税込）
基本工事費	無派遣工事	1工事ごと	2,200円
	派遣工事	1工事ごと	8,250円
交換機等工事費	基本機能	1利用回線ごと	1,100円
	同番移行※6	1番号ごと	2,200円

- ※ NTT東日本または他光コラボ事業者のひかり電話をご利用中で、ほくでん光でんわへ転用・事業者変更（転入）される場合、原則として、工事費は発生しません。（付加サービスを追加される場合等を除きます。）
- ※ ほくでん光 ハイスピードプランまたは ほくでん光 スタンダードプランと同時に工事される場合は、原則として、ほくでん光でんわの基本工事費は発生しません（ただし、転用または事業者変更（転入）で第3世代ホームゲートウェイから後継ホームゲートウェイへ端末変更する場合等を除きます。）。
- ※ 上記以外の工事費については、NTT東日本の定める音声IP通信網サービス契約約款に準じるものとし、NTT東日本のホームページ（<https://flets.com/hikaridenwa/charge/initial.html>）をご確認ください。

- 7. 機器損害金
 - 当社が貸与した光電話対応機器をお客さまが紛失、毀損または当社が定める期日までに返却しなかったとき、機器損害金を当社にお支払いいただきます。
 - なお、機器損害金は別に算定する実費といたします。

- 8. その他
 - 料金その他の掲載において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を四捨五入いたします。

(2025年1月16日現在)